兵庫県公報

令和７年８月22日　金曜日　　第 645 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）…… 1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）…… 1
○ 同　　上（同）…… 1
○ 同　　上（同）…… 2
○ 道路の位置指定（丹波県民局）…… 2

公　　告

○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）…… 2
○ 同　　上（同）…… 3
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）…… 4

公安委員会告示

○ 警備員指導教育責任者講習の実施 …… 4

告　　示

兵庫県告示第799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和７年８月22日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

西芦田口塩久土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	足　立　英　俊	丹波市青垣町西芦田984番地

兵庫県告示第800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和７年８月22日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

土地改良区の名称	認可年月日
加古川西土地改良区	令和７年７月24日

兵庫県告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和７年８月22日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

土地改良区の名称	認可年月日
相生池土地改良区	令和７年７月15日

兵庫県告示第802号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和７年８月22日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

土地改良区の名称	認可年月日
河東土地改良区	令和７年７月25日

兵庫県告示第803号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和７年８月22日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

指定番号	指定年月日（令和年月日）	位置	幅員（メートル）	延長（メートル）
第R06丹波位置0004号	7．8．12	丹波篠山市黒岡字下ノ坪551の一部、520番１の一部、537番３の一部	6.00	110.375

公　　告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和７年８月22日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　ケーズデンキ姫路東店

所在地　姫路市東郷町1452―20

２　大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目４番１号	井　上　　亮

３　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　変更前

名称　　住所　　代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目７番５号	杉　本　正　彦

⑵　変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目７番５号	細　川　裕一郎

４　変更年月日

令和７年６月30日

５　届出年月日

令和７年８月６日

６　届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

⑴　縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

⑵　縦覧期間

令和７年８月22日から４月間

７　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限

令和７年12月22日

⑵　提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650－8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和７年８月22日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　Misumi　Mall

所在地　三田市三輪四丁目224番地ほか

２　大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目４番１号	井　上　　亮

３　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルハチ	神戸市灘区水道橋二丁目６	栗　花　正　雄
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目８番地４	杉　浦　広　一
株式会社イトウゴフク	岡山市千鳥町５－１	伊　藤　龍　夫
外１者		

⑵　変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルハチ	神戸市中央区大日通一丁目２番18号	栗　花　正　雄
株式会社スギホールディングス	愛知県安城市三河安城町一丁目８番地４	杉　浦　克　典
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河　合　映　治

４　変更年月日
　令和７年８月１日
５　届出年月日
　令和７年８月６日
６　届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
⑴　縦覧場所
　兵庫県まちづくり部都市計画課
⑵　縦覧期間
　令和７年８月22日から４月間
７　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限
　令和７年12月22日
⑵　提出先
　兵庫県まちづくり部都市計画課
　〒650－8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和７年８月22日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　揖保郡太子町鵤字山ノ前149番３の一部、150番１の一部
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
　たつの市龍野町富永1005番地44
　株式会社ＴＡＴＳＵＮＯ　代表取締役　神　山　聡　志
３　許可年月日及び許可番号
　令和７年７月22日
　兵庫県指令中播（姫土）（建）第１－16－２号（６太子）

公　安　委　員　会　告　示

兵庫県公安委員会告示第172号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号。以下「規則」という。）第６条第１項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第２条の規定により、次のとおり公示する。

令和７年８月22日

兵庫県公安委員会
委員長　津　田　隆　雄

１　新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
⑴　警備業務の区分
　法第２条第１項第３号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）
⑵　実施期日
ア　新規取得講習
　令和７年９月25日（木）から同年10月２日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の６日間
イ　追加取得講習
　令和７年９月30日（火）から同年10月２日（木）までの３日間

⑶　実施場所

神戸市中央区御幸通６丁目１番12号　三宮ビル東館８階教育センター

⑷　修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和７年10月２日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

２　受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。

３　受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

⑴　新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア　最近５年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

イ　警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ　検定規則第４条に規定する２級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ　検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ　旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して１年以上運搬警備業務に従事しているもの

⑵　追加取得講習

法第22条第２項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第７条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア　最近５年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

イ　１級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ　２級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ　旧１級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ　旧２級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して１年以上運搬警備業務に従事しているもの

４　受講希望の申出の受付期間等

⑴　受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和７年８月26日（火）から同月28日（木）までの間（午前９時から午後４時まで）

⑵　受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

⑶　受講者の決定等

ア　受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ　受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

５　受講申込みの受付期間等

⑴　受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和７年９月３日（水）から同月９日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前９時から午後４時まで）

⑵　受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

⑶　申込手続に必要な書類等

ア　新規取得講習を受講しようとする者

(ｱ)　警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）１通

(ｲ)　次に掲げるいずれかの書面

a　３の(1)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b　３の(1)のイに該当する者については、１級検定に係る合格証明書の写し

c　３の(1)のウに該当する者については、２級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d　３の(1)のエに該当する者については、旧１級検定に係る合格証の写し

e　３の(1)のオに該当する者については、旧２級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ　追加取得講習を受講しようとする者

(ｱ)　申込書１通

(ｲ)　指導教育責任者資格者証等の写し

(ｳ)　次に掲げるいずれかの書面

a　３の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b　３の(2)のイに該当する者については、１級検定に係る合格証明書の写し

c　３の(2)のウに該当する者については、２級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d　３の(2)のエに該当する者については、旧１級検定に係る合格証の写し

e　３の(2)のオに該当する者については、旧２級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

⑷　申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

６　手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は、返還しない。

７　受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

８　その他

⑴　受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

⑵　受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

⑶　郵送による受講申込みは、受け付けない。

⑷　受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

⑸　受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

９　講習委託先

神戸市中央区御幸通６丁目１番12号　三宮ビル東館８階

一般社団法人兵庫県警備業協会

10　問合せ先

⑴　兵庫県内の各警察署の生活安全課

⑵　兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話（078）341－7441　内線3424

⑶　一般社団法人兵庫県警備業協会
　　電話（078）252－0166